鳥取県告示第606号

平成11年鳥取県告示第642号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)の一部を次のように改正し、平成21年9月29日から施行する。

平成21年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後					改正前					
口頭によ					П	頭(こよ			
る開示請	開示する個	開示請求	開示請求		る	開力	示請	開示する個	開示請求	開示請求
求を行う	人情報の内	を行うこ	を行うこ		求	を1	行う	人情報の内	を行うこ	を行うこ
ことがで	容	とができ	とができ		Ţ	٤ ٪	がで	容	とができ	とができ
きる個人		る期間	る場所		き	るイ	固人		る期間	る場所
情報取扱					情	報Ⅰ	取 扱			
事務の名					事	務(の名			
称					称					
略					H	各				
採石業務	試験の合	"	県土整備		採	石	業 務	試験の合	"	県土整備
管理者試	否、科目別		部治山砂		管	理	者 試	否、科目別		部治山砂
験	得点及び総		防課		験			得点及び総		防課
	合得点		各総合事					合得点		
			<u>務所</u>							
略					略					
略					略					